

決済サービス会員規約 新旧対照表

2025年5月13日改定

下線は変更部分

決済サービス会員規約	
現行	改定後
決済サービス会員規約	決済サービス会員規約
第1章【総則】	第1章【総則】
第1条(総則)	第1条(総則)
1~3. (記載省略)	1~3. (現行どおり)
4. <u>リアルカードを発行し、第54条に定める本人確認手続が完了した会員は、現金バリューサービスをご利用いただけます。</u>	4. <u>会員は、当社所定の方法により、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（以下、「本人確認手続」といいます）を完了した場合、現金バリューサービスをご利用いただけます。</u>
5. プリペイドバリューの利用には、本規約第1章(総則)から <u>第5章(一般条項)</u> の規定が適用されるものとし、現金バリューの利用には、本規約第1章(総則)から第7章(資金移動サービス)が適用されるものとします。	5. プリペイドバリューの利用には、本規約第1章(総則)から <u>第6章(リアルカードに関する事項)</u> の規定が適用されるものとし、現金バリューの利用には、本規約第1章(総則)から第7章(資金移動サービス)が適用されるものとします。
第2条(定義)	第2条(定義)
(1)~(23) (記載省略)	(1)~(23) (現行どおり)
(24)「リアルカード」とは、加盟店で商品等を対面で購入する際に提示し、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法または暗証番号を加盟店が設置する機器に入力する方法などで、 <u>プリペイドバリューを利用して決済ができる磁気カード</u> をいいます。	(24)「リアルカード」とは、加盟店で商品等を対面で購入する際に提示し、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法または暗証番号を加盟店が設置する機器に入力する方法などで、 <u>本決済ができる磁気カード</u> をいいます。
(25)「バーチャルカード」とは、リアルカードのカード番号等の情報(以下「カード情報」といいます)を当社所定のウェブ等で閲覧でき、 <u>プリペイドバリューを利用して決済ができるものを</u> いいます。	(25)「バーチャルカード」とは、リアルカードのカード番号等の情報(以下「カード情報」といいます)を当社所定のウェブ等で閲覧でき、 <u>本決済ができるものを</u> いいます。
(26)~(28) (記載省略)	(26)~(28) (現行どおり)
第3条~第4条 (記載省略)	第3条~第4条 (現行どおり)
第5条(本サービスの機能)	第5条(本サービスの機能)
1. 会員は、本規約に従い、プリペイドバリュー、現金バリューを利用するすることができます。ただし、現金バリューは、 <u>第54条に定める本人確認手続きを完了した会員のみ利用することができます。</u>	1. 会員は、本規約に従い、プリペイドバリュー、現金バリューを利用するすることができます。ただし、現金バリューは、 <u>本人確認手続が完了した会員のみ利用することができます。</u>
2~4. (記載省略)	2~4. (現行どおり)
5. (新設)	5. <u>当社は、プリペイドバリューまたは現金バリューの利用が第三者による不正利用である可能性が高いと判断した場合、追加の本人確認手続を求め</u>

決済サービス会員規約	
現行	改定後
6. (新設)	<p>たり、プリペイドバリューまたは現金バリューの利用を拒絶したりする場合があります。</p> <p>6. <u>当社は、プリペイドバリューまたは現金バリューの利用が本人ではない可能性があると当社が判断した場合、犯罪収益の移転もしくはテロリズムに対する資金供与のおそれがあると当社が判断した場合、その他犯罪による収益の移転防止に関する法律と同等の基準に照らして当社が必要と判断した場合は、プリペイドバリューまたは現金バリューの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることができます。</u></p> <p>7. <u>前項のいずれかに該当する場合は、不正利用等の正当な理由によるバーチャルカード利用の取消に対応しない場合があります。</u></p>
7. (新設)	第 6 条～第 20 条 (現行どおり)
第 6 条～第 20 条 (記載省略)	第 6 条～第 20 条 (現行どおり)
<p>第 2 章【プリペイドバリュー】</p> <p>第 21 条 (プリペイドバリュー)</p> <p><u>チャージ PASS (会員) およびバーチャルカード (会員) は、当社所定の手続きに従い、以下の方法によりプリペイドバリューサービスをご利用いただけます。</u></p> <p>なお、本章において明確な定めがない限り、<u>チャージ PASS (会員) およびバーチャルカード (会員) には本章の規定が同様に適用されるものとします。</u></p> <p>(1)プリペイドバリューによる決済</p> <p>(2)当社が認めた本人以外の他の会員へのプリペイドバリューの送付</p>	<p>第 2 章【プリペイドバリュー】</p> <p>第 21 条 (プリペイドバリュー)</p> <p><u>チャージ PASS (会員)、バーチャルカード (会員) またはリアルカード (会員) は、当社所定の手続きに従い、以下の方法によりプリペイドバリューサービスをご利用いただけます。</u></p> <p>なお、本章において明確な定めがない限り、<u>チャージ PASS (会員)、バーチャルカード (会員) またはリアルカード (会員) には本章の規定が同様に適用されるものとします。</u></p> <p>(1)プリペイドバリューによる決済</p> <p>(2)当社が認めた本人以外の他の会員へのプリペイドバリューの送付</p>
第 22 条 (プリペイドバリューの利用可能限度額)	第 22 条 (プリペイドバリューの利用可能限度額)
<p>1. 当社は、プリペイドバリューに、次の各号の利用可能限度額（以下総称して「限度額」といいます）を設定します。<u>なお当社は、会員のご利用状況に応じて限度額を制限する場合があります。</u></p> <p>(1) プリペイドバリューにチャージ可能な限度額は <u>100 万円</u>です。</p> <p>(2) 1 日のプリペイドバリューにチャージ可能な限度額は <u>100 万円</u>です。</p> <p>(3) 1 回のカード決済の限度額は <u>100 万円</u>です。</p> <p>(4) 1 日のカード決済の限度額は <u>100 万円</u>です。</p> <p>(5) 1 回の他の会員へのプリペイドバリューの送付の限度額は 1 万円です。</p>	<p>1. 当社は、プリペイドバリューに、次の各号の利用可能限度額（以下総称して「限度額」といいます）を設定します。<u>なお、本人確認手続を完了した会員は、第 1 号から第 4 号に定める限度額をそれぞれ 100 万円とします。</u>ただし、当社は、本人確認手続を完了したか否かに関わらず、会員のご利用状況に応じて限度額を制限する場合があります。</p> <p>(1) プリペイドバリューにチャージ可能な限度額は <u>30 万円</u>です。</p> <p>(2) 1 日のプリペイドバリューにチャージ可能な限度額は <u>30 万円</u>です。</p> <p>(3) 1 回のカード決済の限度額は <u>30 万円</u>です。</p> <p>(4) 1 日のカード決済の限度額は <u>30 万円</u>です。</p> <p>(5) 1 回の他の会員へのプリペイドバリューの送付の限度額は 1 万円です。</p>
2. (記載省略)	2. (現行どおり)
3. 第 1 項第 1 号の限度額は、第 56 条に定める現金	3. 第 1 項第 1 号の限度額は、第 58 条に定める現金

決済サービス会員規約	
現行	改定後
<p>バリューへのチャージ可能な限度額と合算し100万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは当社のホームページをご確認ください。</p> <p>第 23 条～第 25 条 (記載省略)</p> <p>第 3 章【会員サイト・会員アプリサービス】</p> <p>第 26 条～第 40 条 (記載省略)</p> <p>第 4 章【不正利用等による補償】</p> <p>第 41 条 (記載省略)</p> <p>第 5 章【一般条項】</p> <p>第 42 条～第 48 条 (記載省略)</p> <p>第 6 章【リアルカードに関する事項】</p> <p>第 49 条～第 53 条 (記載省略)</p> <p>第 54 条 (リアルカードにおける資金移動サービスの特則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、<u>第 4 条第 3 項に定める手続き（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める取引時確認の手続きを含みます、以下「本人確認手続き」といいます）</u>が完了した場合、リアルカードにて以下の資金移動サービスをご利用いただけます。 <ol style="list-style-type: none"> 現金バリューによるカード決済 国外 ATM での暗証番号入力による現金の引き出し (記載省略) <p>第 7 章【資金移動（現金バリュー）サービス】</p> <p>第 55 条～第 62 条 (記載省略)</p> <p>決済サービスにおける個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供・預託）に関する同意条項</p> <p>第 1 条～第 2 条 (記載省略)</p> <p>第 3 条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 入会申込者および会員は、本項（1）の提携企業が本項（2）の目的のために個人情報を利用する場合に、当社が認めた会員の個人情報（当該提携企業が同意に基づき直接取得した情報を除きます）を、保護措置を講じた上で提携企業に提供することに同意します。 <ol style="list-style-type: none"> 提携企業 	<p>バリューへのチャージ可能な限度額と合算し、100万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは当社のホームページをご確認ください。</p> <p>第 23 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章【会員サイト・会員アプリサービス】</p> <p>第 26 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章【不正利用等による補償】</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章【一般条項】</p> <p>第 42 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章【リアルカードに関する事項】</p> <p>第 49 条～第 53 条 (現行どおり)</p> <p>第 54 条 (リアルカードにおける資金移動サービスの特則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、<u>本人確認手続きが完了した場合、リアルカードにて以下の資金移動サービスをご利用いただけます。</u> <ol style="list-style-type: none"> 現金バリューによるカード決済 国外 ATM での暗証番号入力による現金の引き出し (現行どおり) <p>第 7 章【資金移動（現金バリュー）サービス】</p> <p>第 55 条～第 62 条 (現行どおり)</p> <p>決済サービスにおける個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供・預託）に関する同意条項</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 入会申込者および会員は、本項（1）の提携企業が本項（2）の目的のために個人情報を利用する場合に、当社が認めた会員の個人情報（当該提携企業が同意に基づき直接取得した情報を除きます）を、保護措置を講じた上で提携企業に提供することに同意します。 <ol style="list-style-type: none"> 提携企業

決済サービス会員規約	
現行	改定後
<p>ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます) <u>カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「CCC」といいます)</u></p> <p>(2) 利用目的</p> <p>(ア) 提携企業が提供する本決済サービスに係わるサービスおよびその他提携企業の事業に関するサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内ならびに関連する付帯サービス(各種キャンペーンを含む)・アフターサービスの提供</p> <p>(イ) 提携企業の事業(本決済サービスに関する事業を含む)に関する市場調査、商品開発</p> <p>(ウ) 個々の対象会員等を特定することができない形式による对外統計資料としての利用</p> <p>(エ) 前(ア)、(イ)、(ウ)の利用目的における提携企業から第三者への提供 ※提携企業の具体的な事業内容は、以下ホームページに常時掲載しております。 <u>ソフトバンクホームページ</u> (https://www.softbank.jp/) <u>CCC ホームページ</u> (https://www.ccc.co.jp/ (別ウィンドウで開きます))</p> <p>(3) 提供方法</p> <p>(ア) メール、電磁媒体等の電磁的方法</p> <p>(イ) オンラインによる方法</p> <p>(ウ) 書面による方法</p> <p>(エ) 上記(ア)ないし(イ)のほか当社所定の方法</p>	<p>ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます)</p> <p>(2) 利用目的</p> <p>(ア) 提携企業が提供する本決済サービスに係わるサービスおよびその他提携企業の事業に関するサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内ならびに関連する付帯サービス(各種キャンペーントを含む)・アフターサービスの提供</p> <p>(イ) 提携企業の事業(本決済サービスに関する事業を含む)に関する市場調査、商品開発</p> <p>(ウ) 個々の対象会員等を特定することができない形式による对外統計資料としての利用</p> <p>(エ) 前(ア)、(イ)、(ウ)の利用目的における提携企業から第三者への提供 ※提携企業の具体的な事業内容は、以下ホームページに常時掲載しております。 <u>ソフトバンクホームページ</u> (https://www.softbank.jp/)</p> <p>(3) 提供方法</p> <p>(ア) メール、電磁媒体等の電磁的方法</p> <p>(イ) オンラインによる方法</p> <p>(ウ) 書面による方法</p> <p>(エ) 上記(ア)ないし(イ)のほか当社所定の方法</p>
<p>2. 当社ならびに提携企業は、入会申込者および会員の個人情報を適切に管理し、あらかじめ同意を得ることなく、前項第2号の定めを超えて第三者に提供しないものとします。ただし、次の場合は除きます。</p> <p>(ア) 法令にもとづく場合</p> <p>(イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(ウ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務をすることに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>	<p>2. 当社ならびに提携企業は、入会申込者および会員の個人情報を適切に管理し、あらかじめ同意を得ることなく、前項第2号の定めを超えて第三者に提供しないものとします。ただし、次の場合は除きます。</p> <p>(ア) 法令にもとづく場合</p> <p>(イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(ウ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務をすることに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>

決済サービス会員規約	
現行	改定後
<p>務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>第 4 条～第 10 条 (記載省略)</p> <p>お問い合わせ窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社 <p>お客さま相談窓口</p> <p>[苦情対応]</p> <p>電話番号：0800-888-6535 受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>大阪市中央区城見 1-2-27 クリスタルタワー7階 [支払停止の抗弁・個人情報の取扱いに関するお問い合わせ]</p> <p>電話番号：06-6945-8482 受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>大阪市中央区城見 1-2-27 クリスタルタワー7階</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>CCC</u> <u>T カードサポートセンター</u> 電話番号：0570-029-294 受付時間：10：00～21：00（年中無休） ソフトバンク <p>個人情報お問い合わせ窓口</p> <p>電話番号：0088-210-051 受付時間：午前 10 時～午後 5 時（土曜、日曜、祝日を除く</p>	<p>第 4 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>お問い合わせ窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社 <p>お客さま相談窓口</p> <p>[苦情対応]</p> <p>電話番号：0800-888-6535 受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>大阪市中央区城見 1-2-27 クリスタルタワー7階 [支払停止の抗弁・個人情報の取扱いに関するお問い合わせ]</p> <p>電話番号：06-6945-8482 受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>大阪市中央区城見 1-2-27 クリスタルタワー7階</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトバンク <p>個人情報お問い合わせ窓口</p> <p>電話番号：0088-210-051 受付時間：午前 10 時～午後 5 時（土曜、日曜、祝日を除く</p>

以上